

国庫金事務電子化の現状と課題

— インフラ整備の進展と今後の利用促進 —

2005 年 9 月 21 日
業 務 局

■要 旨 ■

日本銀行は、2000 年に「国庫金事務の電子化プロジェクト」を開始し、その後現在までの 5 年間、関係官庁や金融機関と協力しながら、取り組みを続けてきた。同プロジェクトは、政府の「電子政府構想」にも呼応して、国民・金融機関・官庁・日本銀行を結ぶ国庫金の受払の流れを極力電子化・ペーパレス化しようというものであり、「国民の利便性向上」と「関係機関の事務効率化」を目的としている。

この 5 年間に、「歳出金振込のオンライン化」、「歳入金等電子納付」、「保管金・供託金、財政融資資金の受払電子化」といった多くのシステムが完成し、インフラ整備は着実に進みつつある。また、プロジェクトの効果は顕現化しつつあるが、一部には、利用が進まず、効果が十分に発揮されていない部分も存在する。

今後の課題としては、(1) 現存インフラを極力活用しつつ電子化の対象範囲を拡大するとともに、(2) 利用促進により一層注力し、電子化の効果を引き出す努力をする必要がある。また、(3) システム障害への対応を一層充実し、電子化が進展した下での国庫金事務の業務継続力を向上していくことも必要となる。

ペイオフ全面解禁後、金融機関は多様な顧客ニーズに応えて創造的な業務展開を図ることがより一層求められる中で、戦略的な業務や経営に取り組んでいる。日本銀行としては、国庫金事務が新しい時代に即したものとなるよう努めていくこととしたい。

目 次

[第1部 全体の進捗状況と今後の課題]

はじめに

1. 国庫金事務電子化の進展

(1) 国庫金事務の電子化とは

(2) 目的と効果

- ① 国民の利便性向上
- ② 関係機関の事務効率化
- ③ その他

(3) プロジェクトを進めるうえでのポイント

- ① 関係機関との連携
- ② 共通仕様の実現
- ③ セキュリティの確保

2. インフラ整備と電子化の浸透状況

(1) インフラ整備状況

- ① 国の支払
- ② 国の受入
- ③ その他

(2) 電子化の浸透状況

- ① 国の支払
- ② 国の受入

3. 今後の課題

(1) 電子化対象範囲の拡大

(2) 電子納付の利用促進

① 認知度の向上

② 金融機関チャネルの拡充

③ 使い勝手の向上

④ 利用のインセンティブの向上

(3) システム障害への対応

(4) 金融機関の変化への対応

おわりに

[第2部 個別プロジェクトの概要と現況]

1. 国税還付金振込のMT化（2001年）
2. 歳出金振込のオンライン化（2003年）
3. 歳入金等電子納付の実現（2004年）
4. 記帳・振替事務の電子化（2004年）
5. 保管金・供託金、財政融資資金の受払
の電子化（2005年）

[B O X]

1. 国庫金事務とその関係者
2. 国庫金事務におけるネットワークの
活用とアウトソーシング
3. 電子化、ペーパーレス化と法令整備
4. 国庫金の納付方法の多様化
5. 諸外国における納税関係事務の電子
化、利用促進の事例
6. 国庫金支払の諸形態

[第1部 全体の進捗状況と今後の課題]

はじめに

日本銀行は、2000年3月、国庫金事務の電子化に取り組む旨の公表を行い、電子政府の動きとも呼応しつつ、官庁や金融機関と連携しながら同プロジェクトを進めてきた。それから今日までの約5年間に、多くのプロジェクトが各分野で立ち上がり（図表1）、国民の利便性向上

と関係機関の事務の効率化を実現しつつある。同時に、それに伴ういくつかの今後の課題も徐々に明らかになっている。

本稿では、まず第1部で全体の進捗状況と今後の課題に関する総括的な評価を行ったうえ、第2部では図表1で示した各個別プロジェクトの現況につき紹介することとしたい^(注1)。

（図表1）国庫金事務電子化プロジェクトのあゆみ

	国庫金電子化の動き	電子政府の動き
1999年		・ミレニアム・プロジェクト
2000年	・「国庫金事務の電子化について」の公表	
2001年	<ul style="list-style-type: none"> ・国税還付金振込のMT化 全国の税務署における国税還付金の振込情報を国税庁が集約し、MT（磁気テープ）で日本銀行に送付。MTは東銀協で分割された後、金融機関に届けられ、金融機関は受取人口座に振込。 	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Japan戦略 ・e-Japan重点計画
2002年		・e-Japan重点計画-2002
2003年	<ul style="list-style-type: none"> ・歳出金振込のオンライン化 公共事業費、失業給付金等の歳出金にかかる振込情報を財務省会計センターが集約し、オンラインで日本銀行に送信。振込情報は全銀システム経由で金融機関に届けられ、金融機関は受取人口座に振込。 	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Japan戦略Ⅱ ・電子政府構築計画 ・e-Japan重点計画-2003
2004年	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入金等電子納付の実現 税金や国民年金保険料等を、インターネットバンキングやATMから納付。領収済の情報は「マルチペイメントネットワーク（MPN）」を通じて官庁と日銀に送信される。 ・記帳・振替事務の電子化 日本銀行の本支店・代理店を「統合国庫記帳システム」のネットワークで結び、取引先である官庁の口座への記帳や口座間の振替を自動処理化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Japan戦略Ⅱ加速化パッケージ ・電子政府構築計画（改定） ・e-Japan重点計画-2004
2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・保管金・供託金、財政融資資金の受払電子化 国の保管金・供託金といった受払双方向の事務が発生する取引につき、受入は電子納付、支払は歳出金振込オンライン化のスキームを活用して電子化。 	・IT政策パッケージ-2005
予定	<ul style="list-style-type: none"> ・国税還付金振込のオンライン化 ・国家公務員給与振込のオンライン化 	

（注1）本稿に掲載している計数は、各種の業務用システムから取り出して算出したものであり、概数や一部推計を含むことがある。

1. 国庫金事務電子化の進展

(1) 国庫金事務の電子化とは

日本銀行は、わが国の中銀として、国税の受入や年金の支払など、国庫金の受払に関する様々な事務（国庫金事務）を行っている（なお、2004年度における国の支払は976兆円、国の受入は973兆円にのぼっている）。

国庫金事務は複雑で多岐に亘るが、国民と直接関係のある分野として、①国から国民にお金が支払われる「歳出金等」、②国民が国にお金を納付する「歳入金等」、③国が国民のお金を預かり戻す「保管金・供託金」、がある。このほか、④国のお金の受払を帳簿につける「記帳」、⑤官庁が日本銀行（代理店を含む）に持つている口座間で振替を行う「国庫内振替」、をはじめとする内部的な事務も多々存在する（[BOX 1]参照）。

国庫金事務には、これまで、国民、金融機関、官庁、日本銀行といったそれぞれの関係者の紙

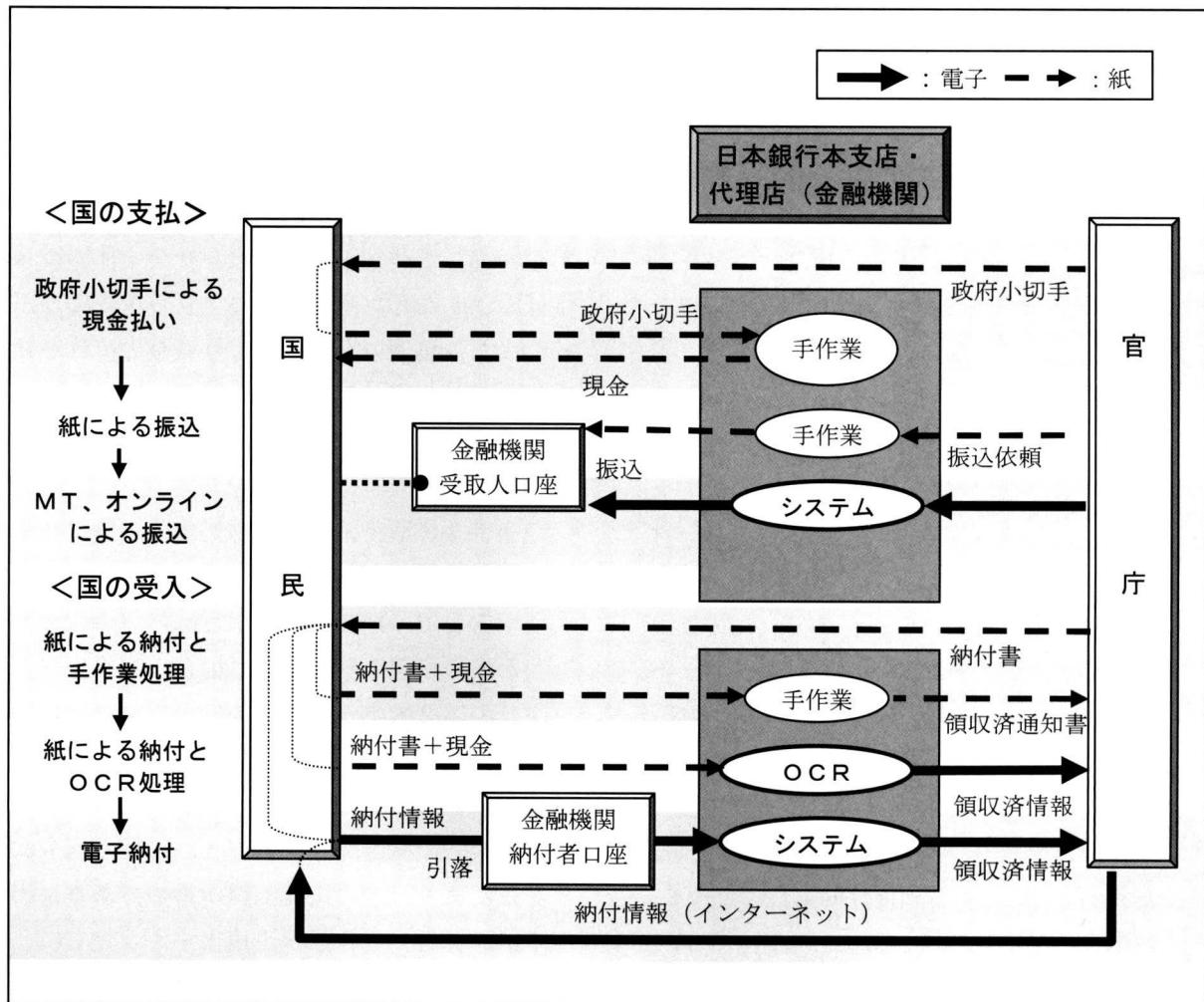
に基づく手作業や関係者間の紙による情報の受渡しが多く残っていたため、最新の情報技術（IT）を活用して事務処理の流れを電子化し、ペーパーレス化、ネットワーク化、自動処理（Straight-Through Processing：STP）化等による、①国民の利便性向上、②関係機関（金融機関、官庁、日本銀行）における事務の効率化を図ることが急務であった。

日本銀行では、2000年3月、政府の「電子政府構想」にも呼応しつつ、国庫金事務電子化プロジェクトを立ち上げ、これらの課題に取り組んできた。本プロジェクトは電子政府の中の「お金の受払」に関する部分を支える役割を担う^(注2)。

そして、これまでに国庫金事務の主要な領域においてインフラが整備され、「紙→磁気媒体等（MTやOCR＜第2部3. 参照＞）→オンライン」（図表2）という電子化の流れが現実のものとなりつつある。

(注 2) 例えば、国税の電子申告が実現しても、その後の電子納税が実現しなければ、国民の利便性向上は限定的なものとなる。逆も同様である。このほか、供託の電子申請と供託金の電子納付、行政手続の電子申請と行政手数料の電子納付も同様の関係にある。これらの案件は、電子政府に係するのみならず、関係機関の事務効率化にも資するものが多く、日本銀行は前向きに取り組んでいる。

(図表2) 国庫金の受払事務と電子化の流れ



(2) 目的と効果

国庫金事務電子化の目的は、①国民の利便性向上、②関係機関の事務効率化、である。その二つの目的に照らして、これまで実際にどのような効果が顕れているか、顕れつつあるかを説明する(図表3)。

① 国民の利便性向上

この5年間の電子化の進展により、国との資

金の受払に際し、紙を持って金融機関の窓口に行く必要がなくなるようなインフラが整ってきた。例えば、税金や国民年金保険料の納付期限までに、忙しくて金融機関の窓口に行けなくても、歳入金等電子納付(第2部3. 参照)の開始によりインターネットで自宅などから支払ができるようになっている。また、ITを活用した事務の迅速化により公共事業費や保管金・供託金(同5. 参照)等の国庫金が従来より早く

金融機関の口座に振込まれることも可能になっている。これからも、国税還付金振込のオンライン化（同1. 参照）等が進むにつれ、こうしたメリットは拡大する見通しである。

② 関係機関の事務効率化

ITを活用して各種事務を電子的に処理することにより、ペーパーレス化、処理の迅速化、S T P化をはじめとする多くの事務効率化メリットが生み出されている。

▽歳出金振込のオンライン化（第2部2. 参照）…各関係機関にペーパーレス化効果が発生している^(注3)。とくに、全国各地で支払っていた地方分散型から、ネットワークを活用し一箇所でまとめて電子処理を行うセンター集中型への変更により、地方拠点における支払事務が効率化されるメリットが大きい。

▽歳入金等電子納付…納付者から金融機関を経由して官庁、日本銀行に至る事務の多くの部分がペーパーレス化、S T P化されるため、国民に対する利便性向上だけでなく、効率化効果も大きい。但し、後述のとおり利用件数が少ないため、現在のところ、十分な効率化効果を発揮していない。

▽記帳・振替事務の電子化（同4. 参照）…国庫内振替の迅速化による官庁の資金効率向上や金融機関の手作業負担の軽減、作業の標準化等の効率化メリットが発生している^(注4)。

こうした事務効率化メリットの一部は、国民の利便性向上には直接結びつかないが、事務効率化を通じたコストの削減は、社会全体のコスト低下、すなわち国民全体のメリットにつながる。また、処理の迅速化により資金の流れが効率化するというメリットもある。

③ その他

▽歳入金等電子納付…事務処理の迅速化により、収納した国庫金を政府当座預金に計上するまでの期間が短縮化された（歳入金等を歳入代理店が収納した場合、通常は収納日の「2営業日後」であるが、電子納付スキームでは「1営業日後」となる）。

▽記帳・振替事務の電子化…統合国庫記帳システムの稼働開始およびそれに伴う省令改正により、国の決算関係の書類である「出納計算書」の作成が迅速化するとともに、関連する証拠書類等が磁気媒体により提出可能となったことから、国の決算事務の早期化に資するといった効果もあった。

(注 3) 例えば、日本銀行本店が全支店・代理店に向けて発送していた「支払計画表」の発送量は、2002年度まで年間35千枚以上であったが、2003年度の歳出オンライン化に伴う制度改正により8千余枚に減少し、2004年度には記帳・振替事務の電子化に伴うオンライン配信化でゼロとなった。

(注 4) 例えば、全国の日本銀行代理店が1店舗当たり月40～50枚程度作成していた「国庫金受払額内訳報告表」等が廃止され、こうした報告書類の作成や日本銀行本支店への提出負担が減少した。

(図表3) 国庫金事務電子化の効果

	国の支払	国の受入	記帳・振替
総 論	・オンライン化による振込の早期化と、関係機関の事務効率化が中心。	・下記のように様々な潜在的効果を有するが、現時点では利用件数が少ないため、十分浸透していない。	・日本銀行に口座を持つ官庁および日本銀行代理店（金融機関）にメリット。
國 民 の 利 便 性 向 上	・オンライン化すれば、支出（支払）決定から受取人口座への振込までの期間が短縮化されるケースがある（公共事業費、保管金・供託金等。国税還付金もオンライン化時に実現の予定）。	・国税、各種保険料、行政手数料等の国庫金が、金融機関のインターネットバンキングやATMで支払可能となる。 ・とくに保管金・供託金等は、日本銀行本支店・代理店の特定店舗に出向かなくてもすむため、効果大。	(官庁、日本銀行本支店・代理店の内部事務が対象であるため、国民は利用しない)
関係機関 の事務の 効 率 化	・ペーパーレス化により、振込先金融機関、官庁、日本銀行における手作業負担が減少。 ・地方分散型からセンター集中型への変更により、地方拠点における効率化が特に進展。 ・全銀システムの活用により、金融機関の国庫金事務を民間の振込事務と極力共通化。	・日本銀行代理店・歳入代理店・歳入復代理店（金融機関）における領収済通知等の仕分けと日本銀行や官庁への送付といった紙処理が減少。 ・MPNの活用により、金融機関の国庫金事務を民間や地方公金の収納事務と極力共通化。	・口座間の振替の迅速化（郵送→オンライン）により、資金を受け取る官庁が資金を早期に利用可能。 ・日本銀行代理店（金融機関）や日本銀行本支店における紙処理の減少（振替のための郵送事務や日本銀行への報告計表がオンライン化により廃止）。
そ の 他		・歳入金等の受入から政府当座預金計上までの期間短縮（2→1日）による資金効率の向上。	・国への提出書類の磁気媒体化等により国際決算事務が迅速化。

(3) プロジェクトを進めるうえでのポイント

国庫金事務電子化のプロジェクトを進めるに当たっては、多数の関係機関と連携して合理的なスキーム、仕様を固めていく必要がある。そして、そのスキーム、仕様は、国庫金の種類毎に異なるものとするのではなく、事務の見直しにより極力統一化し、かつ民間等の仕様とも合

わせたインフラとすることが、コスト削減の観点から重要である。さらに、ネットワーク化が進展する中で、セキュリティの確保の重要性も高まっている。

日本銀行では、関係者との連携を図る中で、共通仕様の実現やセキュリティの確保に努めてきた。

① 関係機関との連携

関係機関の多い国庫金事務電子化では、関係機関の連携が重要である。日本銀行は、官庁から振込依頼を受けたり官庁に領収済通知を届けたりする一方、金融機関に振込事務や収納事務を委嘱するという関係者の要の立場にあり、官庁、金融機関の双方と接触し、双方の事情を把握して調整に当たるよう努めている。

▽歳入金等電子納付…官庁関係者は「会計事務機械化連絡協議会^(注5)」で、金融機関関係者は

「日本マルチペイメントネットワーク（MPN）運営機構^(注6)」で検討を重ね、官民の意識合わせが必要な事項については、財務省と日本銀行が主催する「国庫事務・会計事務電子化推進連絡協議会」で共通認識を形成する、といった段取りでプロジェクトを進めた。

▽歳出金振込のオンライン化…官庁と日本銀行、金融機関と日本銀行の打合せを積み重ね、財務省会計センター（ADAMS）、日本銀行（歳出金集中払システム等）、全銀センター（第5次全銀システム）が接続する振込事務のオンライン化を実現した。

② 共通仕様の実現

電子化に当たっては、紙ベースの業務をそのまま電子化するのではなく、事務を見直し、電子的な処理に相応しい事務フローに変更する必要がある（Business Process Re-engineering：BPR）。その際には、コストをできるだけ低く抑えるため、極力幅広い共通仕様とすることが必要である。

▽歳出金振込のオンライン化…全銀センターにおけるオンライン化対応の開発は、第5次全

銀システムの開発に織り込む形で行われた。また、将来の国税還付金オンライン化を見越して、全銀システムにおける歳出金と国税還付金の電文フォーマットを統一した。

▽歳入金等電子納付…全ての国庫金について電文フォーマットを基本的に統一したほか、地方公金や公共料金等と仕様を極力共通化した。これは、従来のOCR帳票（第2部3．参照）が官庁毎に仕様が区々なのに比べて大きな前進である。

③ セキュリティの確保

ITを活用した事務処理が利用者から信頼を得て、幅広く利用されるためには、セキュリティの確保が重要であり、ネットワーク化の進展に伴いその重要性はさらに増している。セキュリティを確保するためには、ネットワークとネットワークを介して結ばれる関係機関全てがそれぞれ適切に対策を講じる必要がある。

▽歳入金等電子納付…日本MPN運営機構がセキュリティ対策に関するMPN利用機関の共通ルールを策定し、遵守を義務付けているほか、必要に応じその内容の見直しを行っている（[BOX2]参照）。日本銀行は、こうしたセキュリティ共通ルールの策定・見直し過程に継続的に関与している。

▽記帳・振替事務の電子化…最新のネットワーク・インターネット技術（IP-VPN<Internet Protocol-Virtual Private Network>、Web技術）を活用し、セキュリティを確保したシステムとした。

（注5）その後、「会計事務電子化連絡協議会」に改称。

（注6）電子納付で活用する収納事務の共用インフラ「マルチペイメントネットワーク（MPN）」の運営主体（第2部3．参照）

2. インフラ整備と電子化の浸透状況

5年間における個別プロジェクトの進展(図表1参照)により、既に述べた通り、国庫金事務の主要な領域において「紙→磁気媒体等(MTやOCR)→オンライン」という流れが現実のものとなりつつある。その進展度合いについて、①国庫金事務のどの程度の領域で電子化のインフラが整備されたか、②その中で実際に電子処理が行われている割合はどの程度か、という2段階で評価すると以下のとおりである。

(1) インフラ整備状況

図表4は、「歳出金、歳入金を中心とする国庫金事務の主要領域のうち、磁気媒体やオンラインが利用できる状態となっている領域」を図示したものである。ここに見るとおり、国庫金事務の電子化によるインフラ整備は、それぞれの分野について、実現可能で、優先順位の高いものから順次対応されており、全体として既に相当程度進んできたといえる。

① 国の支払

この5年間で国税還付金のMT化や歳出金(公共事業費、失業給付金等)のオンライン化が実現し、インフラ整備は相当に進みつつある。現

在、紙処理が行われている国家公務員給与や旅費等の支払も、政府によりオンライン化の方針が打ち出されている^(注7)。さらに、現在MT処理されているもののうち、国税還付金は2006年を目途にオンライン化の検討が具体的に進みつつある。一方、全体件数の約8割を占める年金は従来からMT処理であり、一度に処理する件数が極めて多い(約2千万件)ため、引き続きMTで処理していくこととなる^(注8)。

② 国の受入

納付者が窓口で国庫金を納付する場合、2004年から交通反則金を除く大多数の国庫金が電子納付可能となっており、インフラ整備は相当程度進展している^(注9)。

口座振替(納付者の口座から自動的に引き落として納付)における官庁と金融機関の引落データのやりとりは、もともとの紙処理から、紙にそれと同じデータを入れたMTを入力補助手段として添え、実際の事務処理はMTで行う扱いが広がってきたが、2002年の省令改正により、一部を除き、MTを正本とするペーパーレス化が実現した([BOX3]参照)。口座振替は、上述の年金振込と同様、一度に大量の処理を行うため、オンライン化の検討は今のところなされていない^(注10)。

(注 7) 国家公務員給与は2004年2月27日「人事・給与等業務・システム最適化計画」、旅費等は2004年9月15日「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(いずれも「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議」決定)でオンライン化、集中払化([BOX6]参照)に言及。

(注 8) 年金は、件数が多いうえ、支給日が2ヶ月に1回程度と限定されているため、一度に大量の処理を行うMTに適している。オンラインは、「一度に大量」の処理を行う業務については、回線速度によりデータ伝送時間が長くかかるといった点があるため、年金のような業務には使いにくい面がある。オンライン化に当たっては、同時に、支払頻度の引き上げ等も検討することが適当と考えられる。

(注 9) 行政手数料については、電子納付できる行政手数料がまだ限られているといった問題もあり、こうした点に関する官庁側の対応を働きかけていくことも重要と考えられる。

(注 10) MPNには「口座振替データ伝送サービス」というサービスがあり、将来的にはこうしたサービスを活用して口座振替事務をオンライン化することも検討課題である。

③ その他

2004年から国庫内振替等の事務がオンライン化され、また、2005年からは保管金・供託金、

財政融資資金の事務がオンライン化され、大部分の業務でインフラ整備が進展した。

(図表4) 国庫金事務の電子化インフラ整備状況^(注1)

	事務量 ^(注2)	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	予定 ^(注3)
[歳出金等]	264						
公共事業費等	19	M T 振込			オンライン		
失業給付金				による振込			
旅費等		小切手払または紙の振込					
国家公務員給与	38	(一部は+E D I)					
国税還付金			M Tによる				
年金	206			振込			
[歳入金等]	190						
窓口納付+電子納付	98						
国税（除関税）	32						
関税	2						
電波利用料	1	日銀			電子		
労働保険料	3	O C R			納付		
厚生年金保険料等	7						
行政手数料等	1						
国民年金保険料	53						
交通反則金等		紙					
口座振替	92						
国民年金保険料							
厚生年金保険料等		(+M T)			M T		
電波利用料		(+M T)					
労働保険料			紙				
国税（除関税）			(+M T)				
関税			(+オンライン)				
[保管金・供託金等]							
保管金					電子納付、		
供託金					オンライン		
財政融資資金					による振込		
その他							
[その他]							
受払記帳	N.A.		紙		統合国庫記帳		
国庫内振替					システム		
政府有価証券等			(未検討)				

(注1) 本図表の色分けは、各分野におけるインフラ整備が、紙 → 磁気媒体 → オンライン のどの段階まで進んでいるかを示す（例えば、電子納付とO C Rが並存している分野は「電子納付」と表示）。

(注2) 事務量は2004年度実績（概数、単位・百万件）。

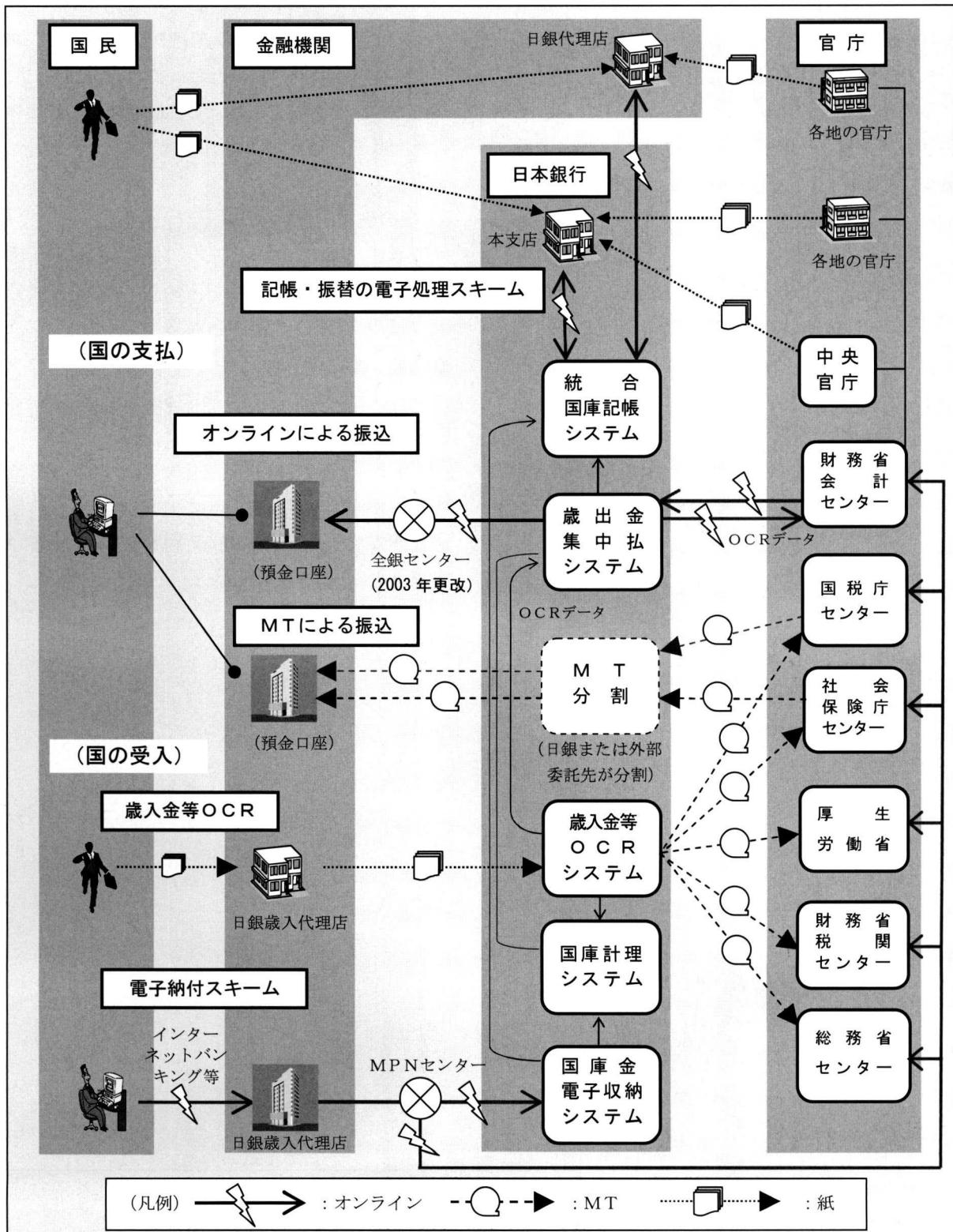
(注3) 「予定」は電子化する方向性が明確に示されているものに限定。

システム面でのインフラ整備状況をみると（図表5）、日本銀行の各システムが、財務省会計センターやネットワーク等と接続・連携し、全

体として効率的で迅速な処理が可能となっている。これは、後述する障害対応の重要性を示している。

(図表5) 各システム、センターの接続・連携（主なもの）

—— 青矢印は、最近5年間に新たに整備されたもの。



なお、電子化を実現し、事務の効率化を実効あるものにするためのインフラとしては、法令整備が重要な意味を持つ。この点については、2002年電子政府関連法で「オンライン、電子媒体による事務処理」に関する包括的な手当事が行われたほか、個別プロジェクト毎に法令整備が行われている（[BOX 3]参照）。

（2）電子化の浸透状況

次に、電子化の進捗状況評価の2番目の軸として、実際にどの程度、電子化スキームが使われているかを、2002年度以降の処理件数を材料として検証する。国の支払については紙処理の削減が進んでいる一方、国の受入については、現時点では電子納付の利用が進んでいないため、紙処理件数は十分減少していない。

① 国の支払

歳出金振込のオンライン化により2002→2003年

度にかけて紙処理が57百万件から39百万件（△31%）に大きく減少した。2004年度を2002年度と比較すると、オンライン処理件数が4.4倍、紙処理件数は△44%の減少となっている。この結果、紙処理の比率も着実に低下し、最近時点の紙処理の比率は11%となっている^(注11)。

② 国の受入

計数の制約により正確な「紙処理比率」は不明であるが、約半数を占める口座振替は最近では殆どがMT処理となっているとみられるため、その比率の上昇を映じ、紙処理のウェイトは2003年度以降、緩やかに低下していると考えられる。

この間、電子納付は、国の受入全体に占める比率が0.1～0.2%と、これまでのところ僅かな水準に止まっており、利用促進が重要な課題となっている（後述3.（2）参照）。

（注11）計数の特性としては、年金の件数が約8割と多いため、年金件数の増減により電子化比率、紙処理比率が左右される点には留意の要。

(図表 6) 国庫金受払の電子化比率等

—単位・万件、カッコ内は受払に占める割合・%

	国の支払（振込・送金事務）			国の受入（収納事務）			口座振替 (MT等)	
	オンライン 処理	MT処理	紙処理	窓口納付				
				電子収納	OCR処理	紙処理等		
2002 年度	437 (一)	— (一)	5,715 (一)	— (一)	— (一)	— (一)	— (一)	
2003 年度	2,020 (7.7)	20,458 (77.5)	3,918 (14.8)	0 (0.0)	3,401 (17.2)	6,995 (35.4)	9,359 (47.4)	
2004 年度	1,912 (7.3)	21,085 (80.6)	3,180 (12.1)	19 (0.1)	3,436 (18.2)	6,273 (33.2)	9,174 (48.5)	
2005 年 4～6月	479 (5.5)	7,181 (83.0)	991 (11.5)	10 (0.2)	856 (16.8)	1,547 (30.3)	2,686 (52.7)	

(注 1) 2002 年度計数は、制度変更（郵政公社化）により 2003 年度以降と連続しないものがあるため、一部不掲載。

(注 2) 「国の支払」は、歳出金、国税還付金、保管金・供託金等の支払の合計（小切手払は含まず）。

(注 3) 「国の支払」の「オンライン、MT、紙」は、日本銀行から金融機関までの伝送方法。

(注 4) 「国の受入」は、歳入金、国税、保管金・供託金等に国庫内振替の受入を加えたもの。

(注 5) 「国の受入」の「電子収納」には、窓口収納後に MPN で電子処理する形態を含む。

(注 6) 「国の受入」の「紙処理等」に含まれる「国民年金保険料のコンビニエンスストア等における納付」（納付委託制度、[BOX 4] 参照）については、コンビニエンスストア等から金融機関にまとめて納付する件数をカウント（納付者の実際の納付は本表よりも多い）。

3. 今後の課題

日本銀行では、今後の国庫金事務電子化プロジェクトの力点を、①電子化対象範囲の拡大（国税還付金、国家公務員給与等）、②電子納付の利用促進、に置くとともに、障害対応の強化にも取り組む方針である。

こうした取り組みを行うに当たっては、国庫金事務が、電子化をはじめとする見直しによって新しい時代に即したものとなり、金融機関の戦略的な業務や経営への取り組みを支援するものとなるよう努めていくこととしたい^(注12)。

(1) 電子化対象範囲の拡大

図表 4 で見たとおり、国税還付金や国家公務

員給与等、現在紙や MT 処理が続いている事務のオンライン化などの懸案事項に取り組んでいく。主要な分野の電子化によりインフラの整備は既に進んでいることから、これから検討に入る案件は、構築済のインフラ・方式を極力活用するなどの工夫が必要となる。

(2) 電子納付の利用促進

図表 6 で見たとおり、電子納付の件数は僅少であり、その利用促進は重要な課題である。具体的には、以下のような課題があると考えられ、関係者の努力が続けられている。日本銀行としても、官庁、金融機関や日本 MPN 運営機構と連携しつつ、今後ともできるだけの努力を続けていきたい。

(注 12) なお、財務省の政策目標に掲げられている「国庫金の効率的な運用及び正確な管理等」も国庫金事務にとって重要な観点の一つである。

① 認知度の向上

官庁、金融機関が電子納付の広報をそれぞれ実施しており、政府は「電子政府利用促進週間」等のイベントを、日本MPN運営機構は関連業務団体への説明会等を開催している。日本銀行も、ホームページ等を通じて広報に努めている。

2005年6月に日本銀行が行ったアンケート調査では、約3割の人が「国庫金が電子納付できることを知っている」と答えており、一般的な認知度は必ずしも低くない。利用促進には、より具体的な誘導策が必要と考えられる。

(図表7) 国庫金の電子納付の認知度に関するアンケート調査(2005年6月実施)

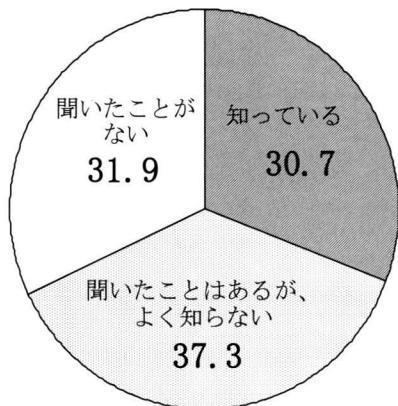
——日本銀行情報サービス局「生活意識に関するアンケート調査」(第23回) (注)より

[質問]

国の税金や、国民年金保険料、労働保険料などは、金融機関の窓口に行かなくても、ATMやインターネットバンキングで支払うことができるご存知ですか。

[回答]

- ・知っている……………30.7%
- ・聞いたことはあるが、よく知らない……………37.3%
- ・聞いたことがない……………31.9%



[調査概要]

- ・調査実施期間：2005年6月3日(金)～6月13日(月)
- ・調査対象：全国の満20歳以上の個人
- ・標本数：4,000人(有効回答者数2,010人、有効回答率50.3%)

(注) 日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/ronbun/05/ron0507a.htm>)参照。

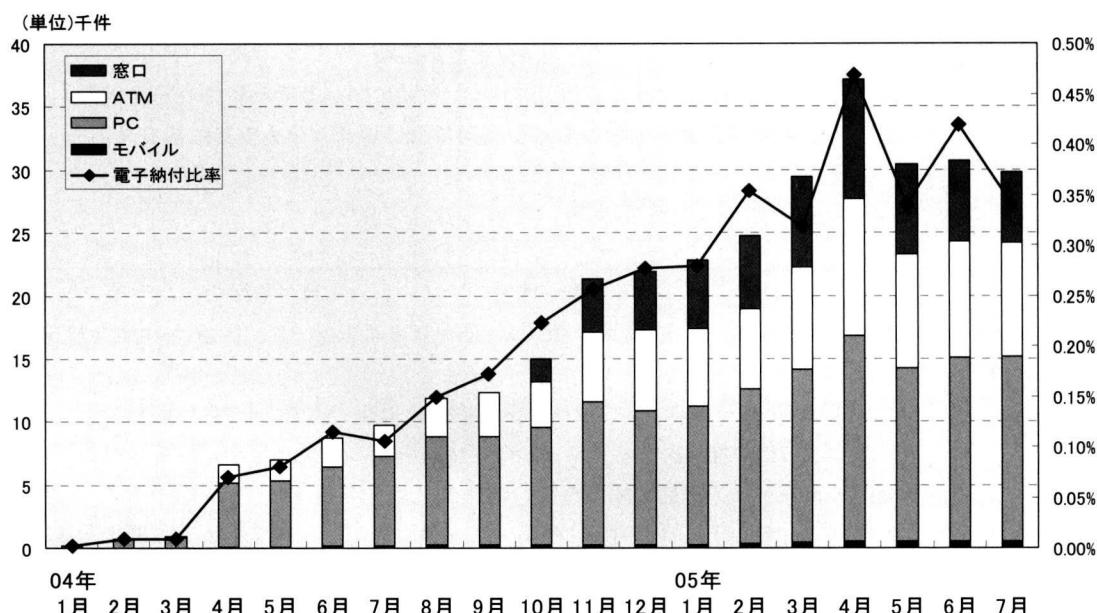
② 金融機関チャネルの拡充

収納チャネル別の電子納付件数を見ると、現在6行しか対応していないATMによる収納件数が全体の約3割を占めている^(注13)。反面、インターネットバンキング(全ての金融機関が対応)やモバイルバンキング(約8割の金融機関が対

応)は、別途の利用契約が必要なこともあるが、対応金融機関が多い割には、収納件数に占める割合は小さいのが実情である。こうした点は、納付者に身近なチャネルを如何に整備するか、手続を如何に簡素にするかが利用促進のために重要なことを示している。

(注13) チャネル別対応金融機関数は、日本MPN運営機構調べ(2005年8月時点)。

(図表8) 嶸入金等電子納付の件数(チャネル別)と電子納付比率の推移



(注) 電子納付比率は、口座振替を除く納付に占める電子納付の割合（電子納付／＜電子納付＋窓口納付＞）を示す。

電子納付比率の算出の基礎となる「窓口納付」の計数には、国民年金保険料のコンビニエンスストア等における納付件数が含まれていない点につき、図表6（注6）参照。

金融機関では、ATMの電子納付対応を進め動きが見られるほか、コスト面に配慮したより簡易なチャネルの検討、ルール作りも進んでいる^(注14)。

日本銀行では、金融機関の電子納付促進努力を側面からバックアップする効果も期待しつつ、昨年11月、代理店保証品^(注15)の差し入れ基準の引き下げを行った。電子収納分は収納日の翌営業日に資金決済が行われるため（通常は翌々営業日）、決済リスクが減少することに対応し、代理店保証品の差し入れ額を引き下げたもので

ある。日本銀行としては、このほかにも電子納付対応の拡大につながるような施策がないか、今後とも検討していきたい。

③ 使い勝手の向上

電子納付の前提となる電子申告等について、更なる使い勝手の改善の余地があるとの指摘がある。政府では、電子政府の課題の一つとして、使い勝手の向上に取り組んでおり、電子申告についても各種の改善策が検討されはじめている（図表9）。

(注 14) ATM対応はコストがかかるため、両替機を改造して電子納付を可能とする等の工夫がされており、商用実験の段階にある。

(注 15) 嶌入代理店など、国庫金の収納事務を行う金融機関が、納付を受けた国庫金を日本銀行に払い込むまでの決済リスクに対応して日本銀行に差し入れる担保。

(図表9) 政府の電子政府利用促進策の例（電子納付に関するもの）^(注1)

手数料の 引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> 手数料の低減等…「オンライン利用促進対象手続」^(注2)を対象に、オンライン利用による処理期間の短縮等によりオンライン申請にかかる行政経費の低減を図り、オンライン利用の手数料をオンライン利用でない場合よりも安価に設定するとともに、既に安価な手数料を設定している手続についても、さらに安価にすることについて検討を行う。[図表10 参照]
申請・申告 手続の見 直し等	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類のオンライン化…登記、国税の手続における添付書類のオンライン化、省略および撤廃について検討し、登記は2005年8月末までに、国税は2005年度末までに対応方針を定める。 24時間365日ノンストップサービスへ向けた取組…登記、国税、供託に関し、24時間365日化の推進を図る方策について検討を行い、2005年内に結論を得る。 登記…商業・法人登記のオンライン申請を、2005年度末までに申請件数約60%の先をカバーする登記所で開始。商業・法人登記および不動産登記の双方について、2008年度のできるだけ早期に全国に拡大。 国税…既に、利用可能手続の拡大(2004年9月)、運用時間の拡大(同11月)を実施。e-Taxの対象手続拡大を2006年4月までに実施。開始届出書の提出から電子申請開始までの期間短縮について、2005年末までに結論を得る。 自動車保有関係手続…2005年12月から新車新規登録手続のオンライン申請を開始。2007年内を目標に全国において開始できるようワンストップサービス化を推進。中古車の新規登録等、継続検査については2008年末までのできるだけ早期を目標に全国に拡大。 供託…供託のオンライン申請を2005年度末までに全ての供託所において開始。

(注1) 「IT政策パッケージ2005」(IT戦略本部2005年2月24日決定)をもとに作成。

(注2) 「オンライン利用促進対象手続」(CIO連絡会議事務局2005年7月29日発表)は、年間申請件数10万件以上の手続、企業が行う頻度の高い手続およびオンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等が対象となっている。

④ 利用のインセンティブの向上

電子納付という目新しい納付方法を普及させるためには、インセンティブが必要との指摘が

ある。行政手数料で電子化分の手数料割引が実施されるなど、利用者のインセンティブとなる措置が導入されはじめている(図表10)。

(図表 10) 行政手数料の割引事例

対象手続	手数料(円)		
	紙	オンライン	割引額
生命保険募集人登録事務<金融庁>	1,200	1,150	50
損害保険代理店登録事務<金融庁>	1,800	1,700	100
無線局免許申請<総務省>	2,900-167,800	2,800-167,800	最大で200
無線局再免許申請<総務省>	1,950-12,700	1,850-12,600	最大で200
債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付申請 (登記事項証明書)<法務省>	500	450	50
同上(登記事項概要証明書)<法務省>	300	250	50
成年後見登記に関する証明書の交付請求(登記事項 の証明書)<法務省>	1,000	電子証明700	電子証明300
同上(登記されていないことの証明書)<法務省>	500	電子証明400	電子証明100
臨時開庁承認申請(5:00-22:00)<財務省(税関)>	4,100	3,800	300
同上(22:00-5:00)<財務省(税関)>	4,550	4,250	300
納税証明書の交付請求<財務省(国税)>	400	370	30
工業所有権出願関連手続(特許、実用新案、意匠、 商標に関する手続)<経済産業省>	所定の手数料+ data入力料	所定の手数料	data入力料 (1,200+700× 頁数)
海技免状の有効期間の更新<国土交通省>	1,700	1,600	100
小型船舶操縦免許証の有効期間更新 <国土交通省>	1,350	1,250	100

—「オンライン利用促進対象手続」(CIO連絡会議事務局 2005年7月29日発表)をもとに作成。

これらについては、諸外国の事例([BOX 5]参照)等を参考にしながら、更なる工夫を重ねていく必要があると思われる。

(3) システム障害への対応

電子化が進展し、事務がシステム的に集中化・ネットワーク化された下では、関係者の各システム障害の影響がこれまで以上に大きくなることが懸念される。このためシステム障害発生の回避、万一発生した場合への対応が非常に重要となる。

日本銀行では、こうした点に鑑み、これまでのインフラ整備においてもシステム障害時に備えたハード面の対策(機器・回線の二重化等)や障害訓練等による対応手順の確立といったソフト面の対応を探ってきた。今後の電子化対象範囲の拡大や電子化比率の上昇を展望し、システム面での障害対策や訓練の拡充^(注16)等により、引き続き障害対応力の強化に努める方針である。

(注 16) 日本銀行では、年1回、大規模なシステム障害を想定した訓練を行っているが、電子化の進展に合わせてシナリオを追加し、関係官庁や民間ネットワークに参加を呼びかけるなど、対応の拡充に努めている。

(4) 金融機関の変化への対応

電子化により、事務面では、「全国各地における紙処理の減少」、「標準化の進展」、「複雑な国庫金事務を担う要員の教育負担軽減」、「本部におけるシステム運行管理負担の増加」といった様々な変化が進行する。コスト面でも、「紙処理のランニングコスト→システム投資の初期コスト」といった変化が発生する。

金融機関は、ペイオフ全面解禁後、多様な顧客ニーズに応えて創造的な業務展開を図ることがより一層求められ、戦略的な業務や経営に取り組んでいる。

そうした中、電子化以外の分野においても、プロパー事務のIT化、事務職員のパート化、アウトソーシングの進展（[BOX 2]参照）、収納事務の多様化（[BOX 4]参照）、金融機関代理店の活用、といった金融機関業務の変化

が一段と進みつつある。

日本銀行としては、こうした一連の変化を捉えつつ、電子化等を通じた国庫金事務の見直しを今後も進めていくこととしたい。

おわりに

「国庫金事務の電子化プロジェクト」がスタートして約5年が経ち、多くの個別プロジェクトが実現した。日本銀行では、電子化対象範囲の拡大、利用促進、システム障害対応、金融機関の変化への対応といった課題に向け一層努力することで、「国民の利便性向上」、「関係機関の事務の効率化」という本プロジェクトの目的をより広範に実現し、国庫金事務が新しい時代に即したものとなるよう努めていきたい。

[第2部 個別プロジェクトの概要と現況]

1. 国税還付金振込のMT化（2001年）

国税還付金（税金の年末調整や医療費控除といった過誤払い等に対する還付金）の支払は、紙による振込で行われてきたが、2001年、MT（磁気テープ）処理スキームが導入された。これは、①各地の税務署が作成する国税還付金の支払情報を国税庁が集約のうえMTに記録して日本銀行に交付、②日本銀行はそれを東京銀行協会手形交換所に持出し、③そこで金融機関別にMT分割して振込依頼を行う、というスキームである。

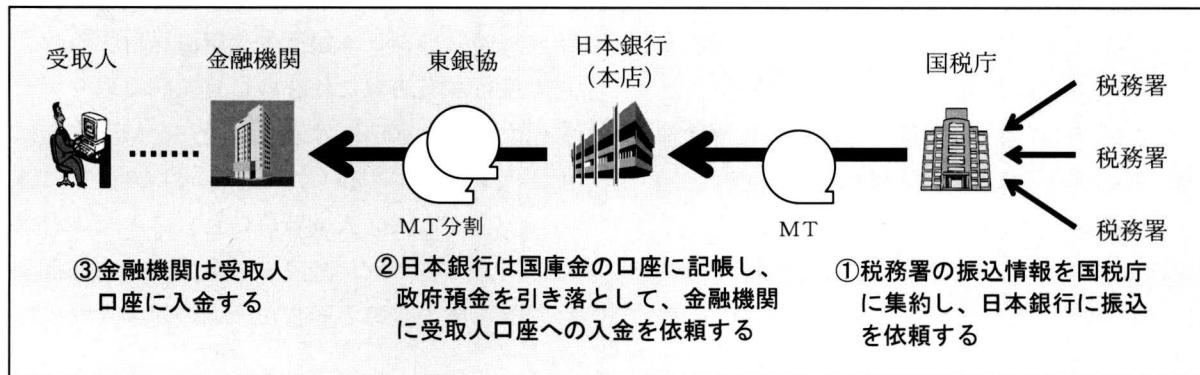
これによって、国税還付金の約3割が電子化された。もっとも、本スキームでは、利用先に制限がある（銀行の場合、全国銀行協会の正会

員と準会員のうち、MTの受渡・搬送が可能な金融機関に限られる）ことや、各税務署で国税還付金支払情報が半分程度しか電子データ化されていないことなどにより、MT処理の拡大に制約があり、過半は依然として紙処理が続いている。

国税庁では、2005年12月以降、所得税申告書の情報を原則として全件電子データ化する方針にあり、これによりMT処理比率は大幅に上昇する見込みである。さらに、2006年9月には、より参加先の多い全銀システム^{（注17）}を利用したオンライン化が計画されており、これが実現すれば、紙による振込請求は大幅に減少することが期待される。

（注17）内国為替運営機構が運営するオンラインシステムで、金融機関間の為替データの送受信等を行う（電子化におけるネットワークの活用については後記[B BOX 2]参照）。

(図表 11) 国税還付金振込MT化のスキーム



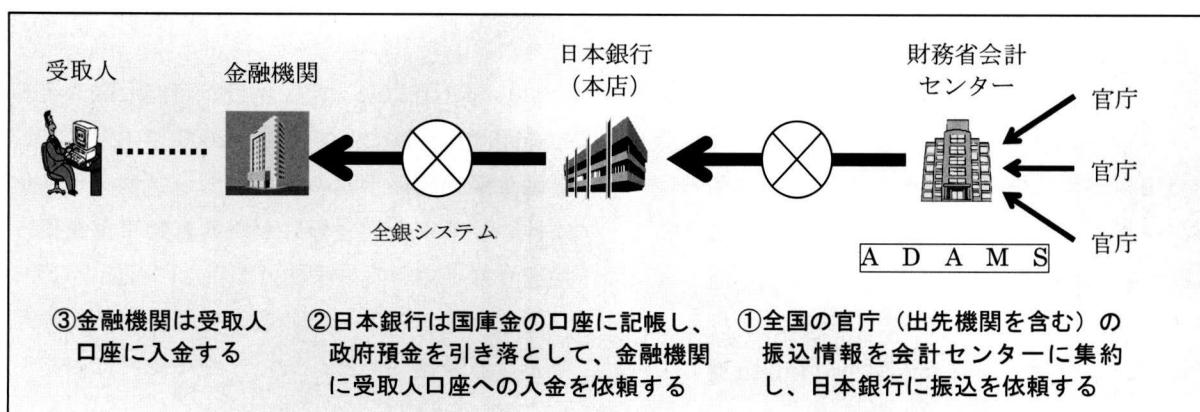
2. 岁出金振込のオンライン化(2003年)

歳出金のうち公共事業費等の振込については、従来、財務省会計センターが「官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）」参加官署の支払情報を集約したMTを日本銀行に交付し、日本銀行はそれを書面に打ち出して各金融機関に振込依頼を行ってきた。1995年、日本銀行と全銀システムとを接続してデータ伝送することにより、日本銀行の振込依頼から各金融機関における受取人口座への入金事務までがオンライン化された。

2003年には、財務省会計センターと日本銀行とのシステムを回線接続し、振込請求をオンライン化した。また、この機に、失業給付金（それまでは紙による振込）が対象に加えられるとともに、全ての官署が行う歳出金の支払について、原則ADAMSを利用することとしたため、対象が大きく拡大した（注18）。

この結果、2003年度における歳出金のオンライン処理件数は2,020万件となり、2002年度の437万件から大幅に増加している（図表6参照）。

(図表 12) 岁出金振込オンライン化のスキーム



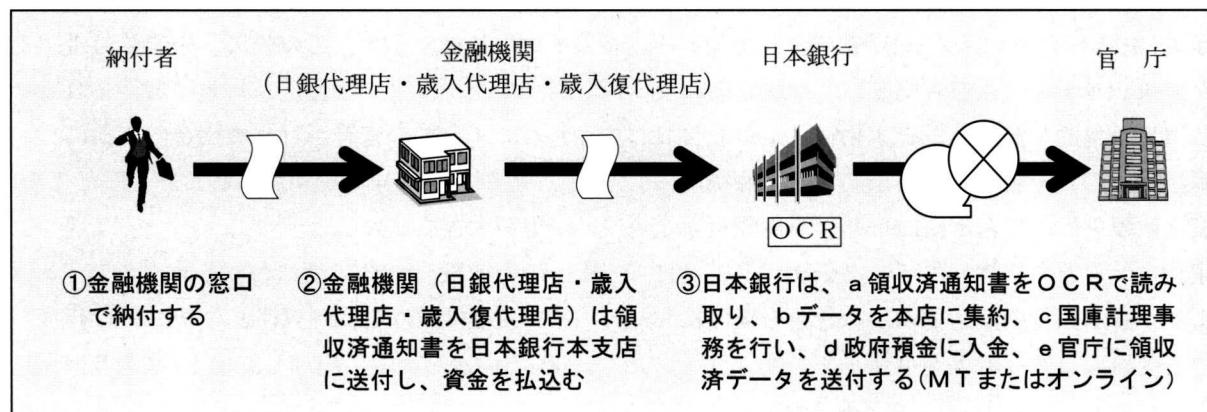
(注 18) 国庫金支払の諸形態や、集中払化の位置付け等については、[BOX 6]参照。

3. 島入金等電子納付の実現(2004年)

島入金等の受入のうち、窓口納付は、口座振替のような一括処理による事務効率化を図る余地に乏しく、事務が煩瑣であった。具体的には、日本銀行代理店・島入代理店または島入復代理店([BOX 1]参照)が納付を受けると、①国庫金の種類別に仕分けをしたうえ、②官庁に領収済通知書を、日本銀行に領収控を送付する、といった書面による手作業を行っていた。このため、1992年、日本銀行本支店にOCR(文字

を光学的に読み取りデータ化する装置)を導入し、①金融機関は受け入れた島入金等にかかる領収済通知書を日本銀行本支店に送付する、②日本銀行本支店はこれをOCRで読み取りデータ化する、③官庁には領収済通知をMTまたはオンラインで届ける(オンラインは2003年に導入)、という「島入金等OCR」スキームを構築した。現在では、国民年金保険料や交通反則金を除く島入金等が同スキームの対象となっている。

(図表13) 島入金等OCRの仕組み



島入金等OCRは、関係機関の事務効率化を目的としたものであるが、2004年1月には、納付者の利便性向上をも目的とした島入金等電子納付が実現した。この仕組みでは、納付者がインターネットバンキング、ATM等を通じて自分の預金口座から資金を引き落とし、日本銀行代理店・島入代理店または島入復代理店がこれを収納する。官庁、金融機関、日本銀行の間を「マルチペイメントネットワーク(MPN)^(注19)」で結び、官庁には領収済情報がMPNを通じて

リアルタイムで届けられる。関係機関では、ペーパーレス化等により事務の効率化が図られることとなる。

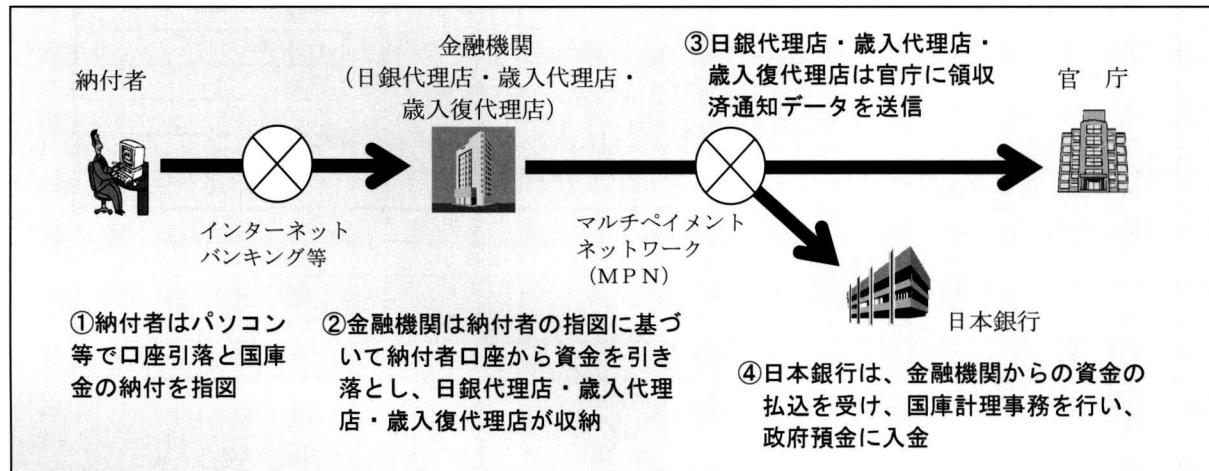
2004年1月以降、電子納付が可能な島入金等の範囲は順次拡大してきた。2005年12月には、自動車保有関係手続のワンストップサービス化に伴い、新車新規登録にかかる自動車重量税、検査登録手数料の電子納付が新たに可能となり、交通反則金以外の殆どの島入金等が電子納付可能となる予定である。また、電子納付に対応し

(注 19) 金融機関によって構成される「日本マルチペイメントネットワーク運営機構」が運営する料金等収納事務の共用ネットワーク(電子化におけるネットワークの活用については[BOX 2]参照)。

ている金融機関数は、2005年7月現在、日本銀行が代理店・歳入代理店事務を委嘱している金

融機関412行庫の88%に当たる364行庫にのぼっている。

(図表14) 歳入金等電子納付のスキーム



電子納付可能な国庫金の納付書、インターネットバンキングの画面、ATM等には、「Pay-easy（ペイジー）マーク」を表示することになっている。

(図表15) Pay-easy（ペイジー）マーク



もっとも、前述のとおり（図表6、8参照）、電子納付件数は、増加傾向にあるとはいえ、未だ月3万件程度であり、口座振替を除く納付件数に占める割合は0.4%程度、国の受入全体に占める割合は0.2%程度に過ぎない。

なお、国庫金と同様にMPNを利用している

他の電子納付の状況をみると、足許（とくに2005年4～6月）、「公共料金・民間」の電子納付件数が急速に伸びている。収納機関の裾野が広い民間部門が電子納付全体を牽引する効果が期待される。

(図表 16) 地方公金、公共料金・民間を含めた電子納付の現状^(注1)

	国庫金	地方公金	公共料金・民間
収納機関数 (2005年7月末)	6 ・ 総務省総合通信基盤局 ・ 財務省会計センター ^(注2) ・ 財務省・税関 ・ 国税庁 ・ 厚生労働省労働基準局 ・ 社会保険庁	7 ^(注3)	23 ^(注3)
収納件数 (2004年度計) 単位：千件	191.3 4～6月 22.3 7～9月 33.9 10～12月 58.2 1～3月 76.9 (2005年度) 4～6月 98.2	3.2 0.6 0.5 1.0 1.1 1.9	263.4 22.4 62.3 83.0 95.7 185.2

(注1) 地方公金、民間の計数は、日本MPN運営機構調べ。

(注2) 国庫金は、財務省会計センター経由で全官庁に接続。

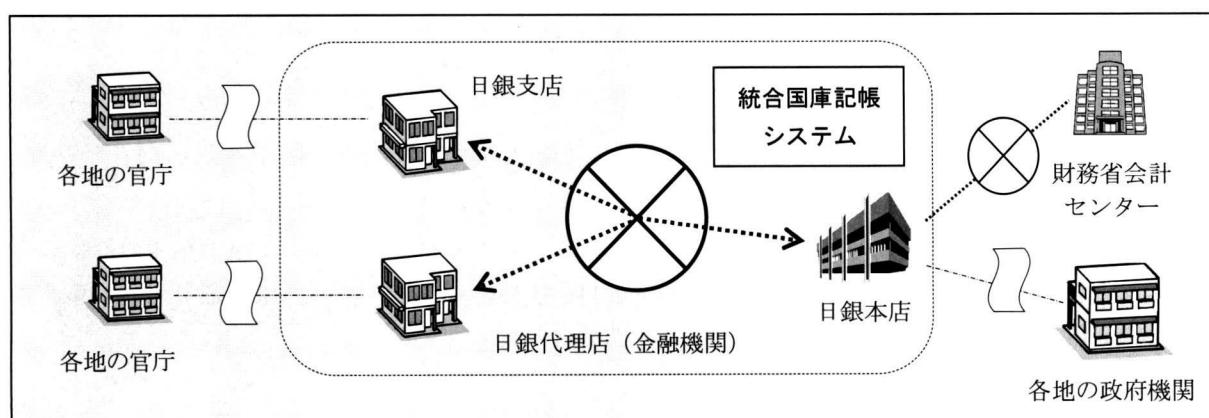
(注3) 地方公金、民間は「共同利用センター」([BOX 2] 参照) 経由で複数の収納機関と接続。

4. 記帳・振替事務の電子化 (2004年)

日本銀行本支店・代理店では、全国各地の官庁(中央官庁および地方における国の出先機関)の口座を設け、当該官庁の資金の受払を行っているが、口座の記帳事務は単体のパソコンか手作業で行われ、店舗間の国庫内振替は国庫金振

替書の郵送により行われていたため日数を要していた。そこで、2004年3月、本支店・代理店をネットワークで結び、帳簿データを集中管理する「統合国庫記帳システム」を構築した。これにより、国庫内振替の迅速化や事務のペーパーレス化が図られた。

(図表 17) 記帳・振替事務の電子化スキーム



5. 保管金・供託金、財政融資資金の受払いの電子化（2005年）

2005年3月から6月にかけて、保管金・供託金、財政融資資金^(注20)の受払いの電子化が順次実現した。

保管金・供託金では、入札保証金（国が入札を行う際に応札者が差し入れ、落札しなければ返還）の事例が示すとおり、資金の「受入と払出」といった双方向の事務が発生する。こうした受払いは、日本銀行本支店・代理店の窓口で扱われてきたが、国からみた資金の「受け」には歳入金等電子納付のスキーム、「払い」には歳出金振込オンライン化のスキームを活用し、統合国庫記帳システムで記帳事務を行うことにより電子化を実現した。

これまで、保管金・供託金の受払いを行う店舗（日本銀行本支店・代理店）は全国1店舗に限

られていた（例えば、A法務局に供託する場合には、A法務局で供託の手続を行い、A法務局の口座がある日本銀行B代理店でお金の出し入れをする必要があった）。電子化対象となった保管金・供託金は、全国の多くの金融機関のインターネットバンキング等を利用して納めることができ、払出したお金も早期に供託者の口座に振込まれるため、従来に比べ利便性が大きく向上した。

財政融資資金についても、①地方公共団体等への貸付実行がオンラインによる振込スキームで、回収が電子納付スキームで行えるようになったほか、②貸付の原資となる預託金（国の特別会計や特殊法人等が財政融資資金に預託）についても、預託が電子納付スキームで、払戻がオンラインによる振込スキームで行えるようになった。

(注20) 「保管金・供託金」とは、国が保管する現金のことであり、具体的には、国が入札を行う際に応札者が差し入れる入札保証金、国と売買等の契約をする者が差し入れる契約保証金、地代、家賃等の権利関係に争いがある場合に債務者が供託する弁済供託金、プリペイドカード等を発行する業者が供託する営業保証供託金等がある。「財政融資資金」とは、財投債の発行等により調達した資金を政府系金融機関や地方公共団体等に貸付けるために設置された資金のことである。保管金・供託金や財政融資資金は、国の歳入、歳出となるものではないので、「歳入歳外出現金」と呼ばれる。

[BOX 1]

国庫金事務とその関係者

(国庫金の受払)

・国の支払

▽歳出金…国の「歳出」に計上されるもの。公共事業費、失業給付金、年金、国家公務員給与、旅費等。

このうち、国家公務員給与や旅費等は、支出官が直接支払うのではなく、一旦資金を資金前渡官吏の預託金に振替えたうえで支払われる（[BOX 6] 参照）。

▽国税還付金…「歳出」ではなく、国税収納金整理資金（国税の受入および還付金を一時的に整理する資金）に計上されるもの。

▽歳入歳出外現金にかかる支払…保管金・供託金の払出、財政融資資金貸付金の貸付、財政融資資金預託金の払出等（本文脚注 20 参照）。

・国の受入

▽歳入金…国の「歳入」に計上されるもの。国民年金保険料、厚生年金保険料、労働保険料、電波利用料等。

▽国税…「歳入」ではなく、国税収納金整理資金（前出）に計上されるもの。

▽歳入歳出外現金にかかる受入…保管金・供託金の受入、財政融資資金貸付金の回収、財政融資資金預託金の預託等（本文脚注 20 参照）。

—— 本文において「歳出金等」、「歳入金等」と記載しているのは、国税（還付金）や歳入歳出外現金の受払が含まれる場合。

(国庫金事務の関係者)

国庫金の受払で債権債務関係に立つのは国と個人・法人（納付者、受取人）である。

これに対し、日本銀行は、国の会計に関する諸法令に基づき、以下のような様々な事務を行っている。

- ① 出納事務…国民と国との間の資金の受払を行う事務
- ② 資金計理事務…資金の受払を政府預金（国の日本銀行に対する預金）の受入・支払として計理する事務
- ③ 国庫計理事務…資金の受払を官庁別・会計別に整理・集計して帳簿に記録し官庁と照合・確認する事務（本文記載の「記帳」事務や「国庫内振替」事務は、国庫計理事務の一つ）。

日本銀行は契約により金融機関に国庫金事務を委嘱（（ ）内は 7 月末金融機関数）。

- ・代理店（81）…日本銀行支店とほぼ同じ機能。各地の政府機関の口座を開設。
- ・歳入代理店（412）…国庫金の収納のみ。
- ・歳入復代理店（48<簡易郵便局を除く>）…歳入代理店委嘱先からの再委託により国庫金を収納。
- ・委託国庫送金事務取扱金融機関（122）…国庫金の振込または送金を取り組み、窓口での現金の支払または預金口座への入金を行う。
- ・国庫金当座振込事務取扱金融機関（328）…国庫金の振込依頼を受け、預金口座への入金を行う。

[BOX 2]

国庫金事務におけるネットワークの活用とアウトソーシング

(電子化におけるネットワークの活用)

オンライン化にあたり、同種の事務に使われるネットワークが存在すれば、これを国庫金事務にも活用することが、社会全体のコスト削減に資する。歳出金振込のオンライン化における全銀システム、歳入金等電子納付のMPNはこうした例である。

- ・歳出金振込のオンライン化…金融機関の為替のネットワークである全銀システム（内国為替運営機構が運営主体）を活用。振込元である日本銀行は、同システムを介して振込明細データを金融機関に送信。
- ・歳入金等電子納付…金融機関の収納用ネットワークであるMPNを活用。日本銀行が金融機関（代理店、歳入代理店、歳入復代理店）に委託する領収済通知等の送付事務を、金融機関が日本MPN運営機構（MPNの運営主体）に再委託。

こうしたネットワークの活用にあたっては、それぞれの契約関係に則り、ネットワークに対する十分なコントロールと、責任関係の明確化が不可欠である。

また、ネットワークのセキュリティ対策については、ネットワークの運営主体と十分連携することも重要である。例えば、歳入金等電子納付の実現に当たり、日本銀行は、日本MPN運営機構のセキュリティ委員会等に参加し、金融機関が日本MPN運営機構に事務委託することを前提として、ネットワークおよびそれに接続する機関（官庁、金融機関等）が講じる各種セキュリティ対策や関連規定の整備等につき協議したほか、現在も上記委員会に継続的に参加し、意見交換を行っている。

(金融機関事務のアウトソーシング)

金融機関が事務の一部を外部委託する例は多い。「○○ビジネスサービス」といった子会社への外部委託、事務センター機能の外部委託等、様々であるが、金融機関の経営戦略上、こうしたアウトソーシングは、重要な位置付けを占めつつある。

日本銀行からの委託事務である国庫金事務についても、これをさらに外部委託（再委託）するニーズは強く、日本銀行では、窓口での資金の収納や資金決済といったコアとなる事務を除き認めてきた。

—— これとは別に、窓口での資金の収納や資金決済を、歳入代理店が他の金融機関に再委託する制度として、歳入復代理店の制度がある（[BOX 1] 参照）。

電子化スキームにおいても、電子納付の「共同利用センター」（複数の金融機関や収納機関がITベンダー等の提供するインフラを共用して電子化スキームに対応）によるコスト削減等、新たなニーズが寄せられている。

アウトソーシングにおいても、ネットワークの活用と同様、アウトソース先に対するコントロールと責任関係の明確化が重要である。一方、こうした点をしっかりと押さえたうえで、金融機関のニーズの高まりに応じた外部委託範囲の弾力化等につき検討を行っていきたい。

[BOX 3]

電子化、ペーパレス化と法令整備

国庫金事務は、主として会計法とその関連法令により律されている。電子化等により事務を効率化（とくにペーパレス化）するためには、法令整備が必要である。

(電子政府関連法整備)

電子政府の実現に向けた法令整備の一環として、2002年に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（オンライン通則法）」が制定された。同法の整備法において、財政・会計法が改正され、紙で行われている事務をオンライン、電子媒体でも行える（ペーパレス化）等の規定が整備された。

(個々の法令整備)

国庫金事務の各分野において、電子化プロジェクト等に対応した法令整備が行われてきた。このうち、主なペーパレス化の事例は以下のとおり。

- ① MTによる口座振替（2002年）…MTによる口座振替では、官庁が金融機関に引落明細MTを交付し、金融機関がこれをもとに納付者の預金口座から資金を引き落とし、歳入代理店が収納した後、領収済情報のMTが官庁に返却される。その際、制度的には、「正本は書面、MTは入力補助手段」とされ、書面とMTを同時に送付する必要があった。これに対し、2002年の財務省令改正で、厚生年金保険料、電波利用料、国民年金保険料につき「正本はMT」とする法令改正が行われ、ペーパレス化が実現した（国税は未実現）。
- ② 歳出金振込のオンライン化（2003年）…それまでは、財務省会計センターがMTと政府小切手を日本銀行に交付していたが、オンライン化しても小切手を存続すると電子化の効果が減殺されるため、政府小切手に代わり支払指図書を送信することとしたうえ、ペーパレス化した。
- ③ 歳入金等電子納付（2004年）…納付書、領収済通知書等の書面をオンラインで送ることはできないため、財務省令改正によりペーパレス化した。

これらは、②・③のように電子化プロジェクトと法令対応が同時に行われるものもあれば、①のように電子化（MT化）が先行し、後から法令対応が行われるものもある。いずれにせよ、関係機関の事務効率化に資する対応は進めていくことが望まれる。

電子化の法令上の扱いについては、会計機関の事務が基本的に電子化されたことを受けて2005年に政省令改正が行われ、「電子的な処理が原則」ないし「紙処理と電子的な処理は並列」とする扱いとなった。

[BOX 4]**国庫金の納付方法の多様化****(国庫金納付の諸形態)**

歳入金等を国に納付する場合の主な形態は以下のとおり。

- ① 窓口納付…日本銀行本支店、代理店、歳入代理店、歳入復代理店の窓口で現金を納める。
- ② 口座振替納付…契約（当事者は官庁、納付者、金融機関）に基づき、官庁は納付書等を金融機関に送付し、金融機関は所要の資金を納付者の口座から払出す。これを代理店、歳入代理店、歳入復代理店（多くの場合は払出した金融機関と同一金融機関）が収納。
 - 口座振替納付は、国庫金種別毎の法律（国税通則法、国民年金保険法等）に根拠がある場合のみ可能となる。現時点での口座振替納付が行われている国庫金は、図表4参照。
- ③ 官庁窓口での納付…官庁の窓口で現金を納める（申告所得税を税務署で納める等）。
- ④ 印紙納付…郵便局等で印紙を購入し、行政手続の申請書に手数料分の印紙を添付して官庁の窓口に提出。

(納付方法の多様化)

2004年に電子納付が導入されたが（第2部3. 参照）、こうした電子化スキームのほかにも納付方法の多様化の動きがある。

国民年金法の改正により、国民年金保険料については、社会保険庁長官が指定する「納付受託者」が、被保険者（納付者）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務を行うことができる「納付委託制度」が設けられ、2004年から、コンビニエンスストア等での支払が可能となった。

同制度では、納付者がコンビニエンスストア等に支払った保険料は、当該コンビニエンスストア等が日本銀行またはその代理店・歳入代理店・歳入復代理店にまとめて納付する。

このほか、クレジットカードの利用といった意見も出されており、引き続き納付者のニーズ等を踏まえ、コストやリスクにも配意しつつ、政府や関係機関とともに検討を進めていきたい。

[BOX 5]

諸外国における納税関係事務の電子化、利用促進の事例

(米国)

米国では、国庫金の受払いも含めて小切手が広く使われていたが、米国財務省は、事務コストの削減等を目的として、ニューヨーク連邦準備銀行などと連携しながら国庫金の受払い両面の電子化を進めている。

国庫金の受け入れ面では、1996年11月にE F T P S (Electronic Federal Tax Payment System) という電子納税システムを実現済で（2001年9月にはインターネットによるE F T P S - online が稼働）、納税者は、一年中毎日24時間、どこからでも電子納税できる。稼働開始以来本年6月末までに累計で5億件、12兆ドル余りが電子納税されている^(注1)。大手の企業には電子納税が義務付けられているほか、それが義務付けられていない中小企業や個人向けにも利用促進が検討されている^(注2)。

(英国)

英国財務省は、電子申告・納税の促進策として、2000年から2002年にかけて10～100ポンドの税額割引の措置を採用した^(注3)。

(韓国)

韓国では、税の電子的な方法による納入の比率が、直近申告年度において、法人税約97%（前年度92.7%）、個人所得税約75%（同43.5%）、付加価値税約72%（同55.3%）となっている。国税庁は、その電子申告システム（Home Tax Service）の利用者には、法人税と個人所得税で各20,000ウォン、付加価値税で10,000ウォンの割引を行っている^(注4)。

(シンガポール)

シンガポールでは、2004年4月までの年度でみると、税申告の総件数のうち68%（97万件）が電子申告となっている^(注5)。数年前には、①電子申告をした者に抽選で賞金のあたるくじ（Cash Lucky Draw）を与える、②電子申告の仕方を他者に教えた者にはこのくじを増やす、といった利用促進策が採用された^(注6)。

(注 1) <http://www.fms.treas.gov/eftps/Fast-Facts-June05.pdf>

(注 2) 例：http://www.fms.treas.gov/eftps/eftps_brochure.pdf

(注 3) http://www.hm-treasury.gov.uk/newsroom_and_speeches/speeches/chancellorexchequer/speech_chex_160200.cfm

(注 4) 例：http://www.nts.go.kr/front/eng/whatsnew/whats_view.asp?news_seq=2746

(注 5) http://efile.iras.gov.sg/ESVPortal/other_info/press/press45.asp

(注 6) http://efile.iras.gov.sg/ESVPortal/other_info/press/press26.asp

[BOX 6]

国庫金支払の諸形態

(支払の形態と会計機関)

国庫金支払の種類と主な支払方法をみると以下のとおり。

	具体例	性格	会計機関	主な支払方法 ^(注)
A 歳出金	公共事業費、失業給付金	国の歳出予算の執行に伴う支払	支出官	① オンライン化スキームによる支払〔振込〕または② 国庫内振替による預託金への振替〔振替〕。
B 預託金	国家公務員給与、旅費等	支出官からの国庫内振替により資金前渡官吏が一旦資金を受け取ったあと、支払	資金前渡官吏	① 紙による支払請求に基づく支払〔振込〕または② 小切手による現金払。
C 国税 還付金	(同左)	国税の過誤払いに対する還付金の支払	国税資金支払命令官	① MT化スキームによる支払〔振込〕または② 紙による支払請求に基づく支払〔振込〕。
D 供託金 保管金	入札保証金、契約保証金、弁済供託金、営業保証供託金等	国が一時的に保管する現金にかかる支払	歳入歳出外現金出納官吏	① オンライン化スキームによる支払〔振込〕、② 紙による支払請求に基づく支払〔振込〕または③ 小切手による現金払。

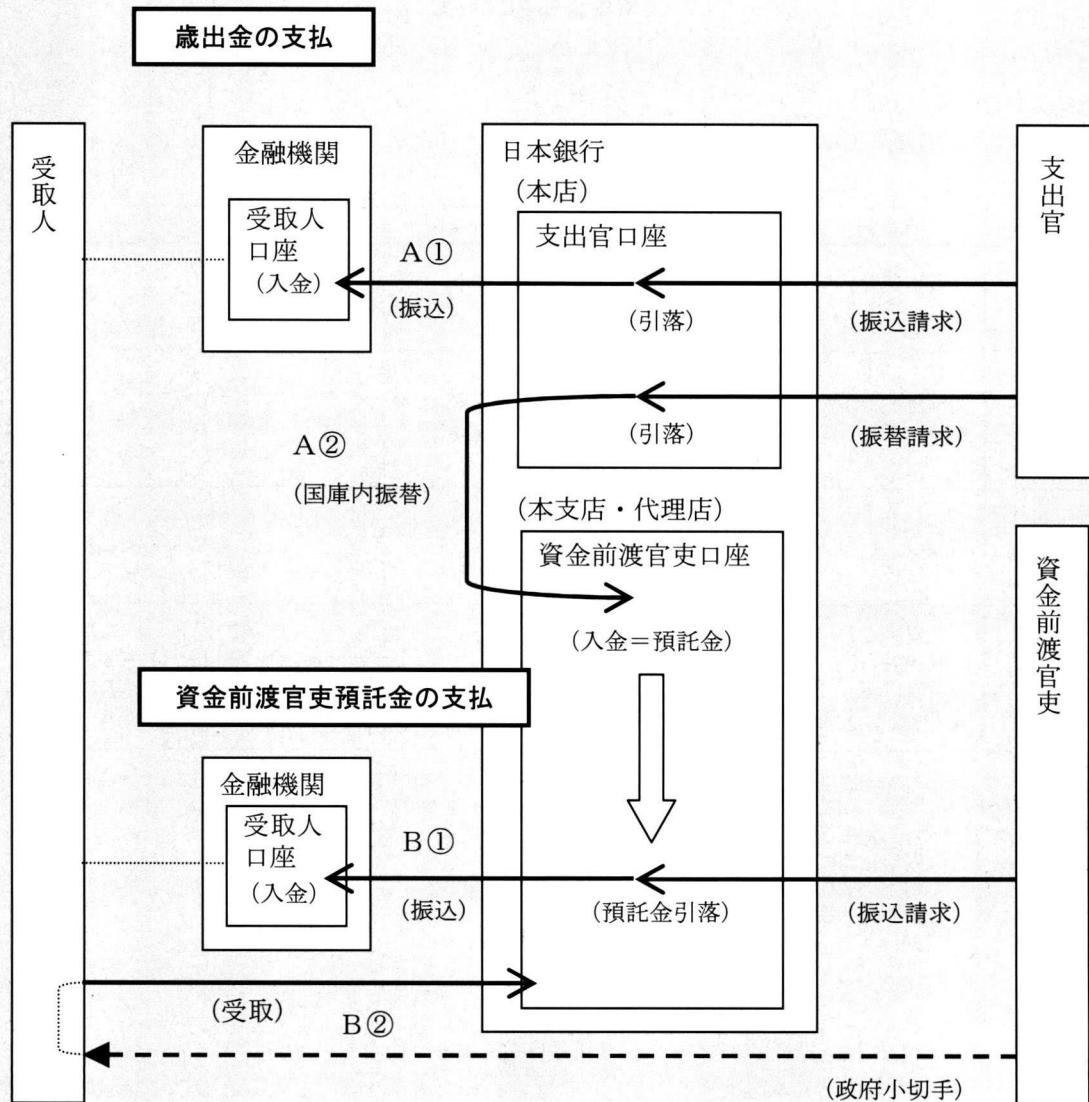
(注) ここに掲げている「振込」や「小切手による現金払」という支払方法のほか、「送金」という支払方法も存在する。これは、国が日本銀行に資金を交付し、受取人(債権者)が指定した金融機関店舗への送金の請求を行い、日本銀行は金融機関に送金依頼を行うもの。送金は、基本的に紙ベースであるため、電子化を進めるにあたっては、振込へのシフトが必要である。

— A①・②、B①・②については次頁図参照。C①は第2部1、D①は同5、C②およびD②③については第1部・図表2参照。

(振込の形態)

- ・紙による分散型の振込…各地の官庁が小切手と振込請求書を取り引先日本銀行本支店・代理店に持ち込み、日本銀行本支店・代理店は、その官庁の口座から資金を引き落としたうえ振込を金融機関(代理店の場合は同一金融機関)に依頼(国家公務員給与等の支払形態)。官庁の了解が得られれば、振込明細票等に入力補助手段としてFD等の電子媒体を添付することができる。
- ・電子化された集中型の振込(集中払)…全国分の官庁の支払明細情報をネットワーク等により中央官庁(財務省会計センター、国税庁等)に集中。当該情報は、MT等の電子媒体またはオンラインで官庁→日銀→金融機関に送られ、金融機関が振込を行う。日銀→金融機関の情報伝達がMT等の電子媒体の場合、MTの運搬等の物理的な問題から参加金融機関が限定される(国税還付金振込のMT化スキーム)。

(歳出金、資金前渡官吏預託金の支払の仕組み)



(注) 図中の「A①・②、B①・②」は、前頁表の「主な支払方法」に対応。